

令和7年度（2025年度）熊本県建設産業働き方改革推進事業費補助金 交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、県内建設産業における人材の入職・定着の促進を図るため、働き方改革を行う建設業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象者は、熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業法第3条第1項の許可又は令和7年度（2025年度）熊本県競争入札参加者資格（測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務）を有するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する会社及び個人
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条第1項第1号の規定に基づく協業組合

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率（補助金額）
<p>①DXの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ICT導入に係る研修会への参加・ドローン講習受講・工事施工管理ツール（端末、アプリ）の導入等・建設キャリアアップシステムの機器導入及び事業者・技能者登録料 <p>②時間外労働の削減</p> <ul style="list-style-type: none">・建設ディレクターの導入（機器の整備等）・遠隔臨場や衛星通信の導入（クラウドカメラ等）・その他時間外労働の削減に向けた取組み <p>③労働力の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・企業説明会への出展・自社PRのための広告・外国人材に対する母国語での研修への参加	2分の1以内 (10万円を上限とする。)

<p>④処遇の改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や外国人など多様な人材が活躍できるための受入・育成環境の整備（更衣室の設置や母国語への翻訳費用等） ・働き方改革に関するセミナーへの参加 ・時差出勤や在宅勤務など多様な働き方の導入（テレワーク導入費用等） ・各種手当（資格手当、役職手当、住宅手当等）や退職金規定導入のための就業規則の新設、改定 ・ハラスメント外部相談員・相談窓口の設置 	
--	--

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 飲食代等の全ての食糧費
- (3) 維持費及び運用費
- (4) 交付決定以前に実施及び支払いが完了した事業に係る経費
- (5) 他の補助金等（契約の相手方等の他者が費用負担する場合も含む。）で交付される費用

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 実施計画書 別記第2号様式
- (2) 収支予算書 別記第3号様式
- (3) 支出（見込み）を証する書類の写し
- (4) その他事業内容に係る参考資料

（決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助対象経費が増加する場合
 - (2) 補助対象経費の減少額が20パーセントを超える場合
 - (3) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第8号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 実施報告書 別記第9号様式
- (2) 収支精算書 別記第10号様式
- (3) 支出を証する書類の写し
- (4) その他事業内容に係る参考資料

3 第1項の実績報告書の提出期限は、令和8年（2026年）2月20日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記11号様式）により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。ただし、知事が別に定める場合を除く。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）5月20日から施行し、令和7年（2025年）4月1日から適用する。

この要項は、令和7年（2025年）7月22日から適用する。